

## 第139回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年5月25日（月）15:29～17:14

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（W e b 会議）

3 出席者

【委 員】

菅 幹雄（部会長）、長谷川 秀司、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

内閣府

東京都、静岡県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：山形課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室：菅原室長ほか

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越審査官、小森調査官ほか

4 議 題 経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第139回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、私と松村委員以外の皆様はウェブで御参加いただいております、宮川臨時委員は都合により御欠席です。

また、調査実施者である総務省統計局・経済産業省のほか、審議協力者として、東京都、静岡県、また今回は、前回の部会でお伝えしておりましたとおり、内閣府にも御出席いただいております。内閣府には、後ほどSNAにおける経済構造実態調査の利用方法について御説明いただく予定です。

それでは、前回4月20日の部会に引き続いて、経済構造実態調査の変更について、3回目の審議を行います。

4月から審議しておりました経済構造実態調査について、予定では、本日で最終回となります。

なお、本日の審議は17時30分までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効果的な議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、統計委員会での報告についてです。

先月24日に開催された統計委員会において、私から、第1回部会の審議状況について御報告したところです。その際、委員の方から御発言がございましたので、事務局から御紹介いただけたらと思います。

**○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官** 事務局の越でございます。4月24日の統計委員会の場におきまして、西郷委員から、経済構造実態調査にとどまらない話であるが、ほかの調査でも商品の分類のような別の統一基準がまだ残っている状態である。将来的には生産物分類に統一していくのだと思うが、単に文言の問題ではないような気がするので、その辺りの見通しがどうなっているかについて、部会報告の範囲を超えてしまうが教えてほしい、との御意見がございました。

これにつきまして、菅部会長から、単なる名称の変更のような話ではなく、どのように格付をしていくかという問題であるところ、経済構造実態調査だけの問題ではなく、部会の審議を超えているものなので、要望があったということにとどめるとともに、今後、経済統計全体で、どのような形で統一的に格付をしていくのかについて検討すべきであると考えている。今後、より上の会議で検討いただけたらと考えている、と御回答いただきました。

また、事務局からは、大変重要な課題であり、どのように検討するかは難しい問題であるが、課題として賜ったので、御相談させていただきながら、進めていけるところは進めていきたいと考えている旨、申し上げたところでございます。

以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。御説明にありましたように、この意見は部会での審議を超えているものですので、本日の部会で新たに審議すべきことはございません。

それでは、前回の部会で出された御意見等について、資料を御提出いただいております。

まず、「集計事項及び推計方法の変更」に係る調査実施者説明資料について、修正をいただいたとのことですので、調査実施者から御説明をお願いいたします。

**○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** 総務省統計局です。画面に映していただいておりますけれども、資料1の14ページ、15ページを御覧いただけるとありがたいです。前回から時間もたっておりますので、そもそもどのようなお話だったか、おさらいを兼ねて説明申し上げますと、今回、経済構造実態調査の精度向上を図る観点から、経済構造実態調査とは別の枠組みとして実施している「事業所・企業照会」の結果を集計に活用していくということで、その前提として、「事業所・企業照会」は、どの範囲にどのようなことを聞いているのかという論点です。

これに対して、前回、次のページの三角形の図で説明したのですが、この図は数

年前にこの部会で御説明した資料で、経済構造統計の体系を企業の経済規模に着目して整理した図でしたので、ぶら下がっている事業所の情報をどのように把握しているかが不足していました。それを今回、四角形にして、改めて真ん中の列にその情報をきちんと書いて用意したものが下の図で、これを用いて改めて説明申し上げます。真ん中の列を隠して企業だけを見ていただくと、上位8割が経済構造実態調査の産業横断調査の対象で、その最も上位の(a)の5,000企業ほどは、企業調査支援事業の対象です。それ以外の(c)は事業所・企業照会で、これが前回説明した大枠でした。今回は、真ん中の事業所という列を追加しまして、(b)の傘下になる事業所の(b')も事業所・企業照会の対象とします。それから、(c)の傘下の(c')も事業所・企業照会の対象になるということです。

なお、(b)の企業に対しては、企業体としては経済構造実態調査で確認し、事業所の情報は事業所・企業照会で確認するということで、それぞれすみ分けができていることを改めて説明申し上げます。これは前回の説明と変わりございません。

説明は以上です。

○**菅部会長** それでは、ただいまの御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。この15ページの図の説明、そして14ページでそれに関わる説明をしてあるわけですが、いかがでしょうか。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○**松村委員** 御説明ありがとうございました。

私が前回質問したのですが、改めてこの新しい図を見ると、重複していないことがよく分かりました。どうもありがとうございます。

○**菅部会長** ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

ポイントは、重複していないことを確認したいということでしたが、これで確認できましたので、これでよいことにしたいと思います。

続いて、製造事業所調査の報告者数の変動について、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○**菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長** 経済産業省の菅原でございます。よろしくお願いいたします。

本日、席上配布としまして、A4の横の資料を提出させていただいております。製造業事業所調査での中分類別事業所数及び出荷額等について掲載したものでございます。中分類09の「食料品製造業」から、真ん中を境に、右側のほうの中分類32の「その他の製造業」まで、各中分類別に、2023年調査から2025年調査までの3か年について、全数ベースと上位9割の抽出状況について一覧にしています。

これまで経済構造実態調査の本調査実施に当たりましては、統計局と連携の上で、これまでと同様に格付の仕方等を行っており、その方法については従前と変わらない方法で対応しているところでございます。

その結果、全数として記載しているところの事業所数としましては、例年、約22万事業所を製造業として格付・抽出した数値で公表を行っています。

右側は、そのうち抽出した上位9割の中分類別のデータですが、こちらのほうを見てい

ただきますと、当然、年により若干の事業所数の増減はありますが、これはあくまでも事業所を抽出するに当たって、9割層の境目ではかなり同様なレベルの事業所規模が多いということで、たまたま抽出した結果に差異が出ているというような形で御確認いただければと思います。

経済産業省からは以上でございます。

○菅部会長 この件につきまして、補足があるとのことですので、事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でございます。それでは、「全事業所数及び製造品出荷額等の推移」というタイトルの席上配布資料を御覧いただければと思います。

こちらは、製造業事業所調査の集計結果をまとめたものでございます。調査対象事業所数には大きな変動があるということでしたが、こちらを御覧いただきますと、当該年における集計結果につきましては、特異な動きはしていないということになるかと思います。

なお、全事業所数は、約22万事業所となっております。こちらは、調査対象外の事業所について、これまでの部会においても御説明がありましたとおり、推計をしているものでございますので、その結果、このような数値となっているものでございます。

事務局からの補足説明は、以上でございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。経済産業省からの資料について、本日、御欠席の宮川臨時委員から御意見が提出されておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局から御紹介させていただきます。

経済構造実態調査で採用されている調査対象事業所の選定方法を考えれば、毎年、最新の事業所母集団データベースを用いて、製造品出荷額等の上位9割に入る事業所を選定することにより、年によって調査対象事業所数が増減することは当然のことであり、この選定方法自体は適当であると考えている。

一方、今回、示していただいている中分類別に対象事業所数の変動を表した資料を拝見し、多くの部門で、製造業全体と同じような動き（2023年から2024年に減少し、2025年に増加）をしていることは確認できた。年によって、多くの部門で対象事業所数が大きく変動している点については、なぜそのような現象が起こるのかといった観点から、今後も事業所数の変動状況を継続して確認する必要があると思われる。

経済構造実態調査の調査対象事業所の選定方法は複雑であるため、今後、事業所の選定方法をブラッシュアップしていくという目的の下で、調査対象事業所の変化に関する確認や分析を可能な限り続けていただきたい。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。宮川臨時委員の御指摘については、私も後ほど御意見を申し上げますが、重要な指摘と考えます。

それでは、ただ今の宮川臨時委員の御意見も含めまして、御質問、御意見をお願いした

いと思います。皆様、いかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。1点質問です。おっしゃるとおり全数の事業所数を見ると、ここに出ている業界ではさほど大きく変わっていないのですけれども、上位9割のところ、例えば「食料品製造業」では事業所数が2023年から2025年の順で8,700、7,500、8,700。その次の「飲料・たばこ・飼料製造業」も1,900、1,300、1,800。「繊維工業」は6,000、4,700、5,700。右のほうへ行って一番上の「窯業・土石製品製造業」は5,800、5,000、5,700と、2024年の上位9割の企業数が各業種とも大きく減っているのは、どう理解したらよろしいでしょうか。

○菅部会長 これについては、いかがでしょうか。

どなたが御回答できますでしょうか。経済産業省から、いかがでしょうか。

○菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 我々としては、頂いた母集団情報について、上位から9割という形で抽出した結果でありますので、先ほど若干コメントしましたけれども、やはり9割層の境目に同レベルの事業所が多いことも要因の一つと思っております。他方、2024年だけがなぜこうなるのかについては、我々も正確には分からないのが正直なところです。

○菅部会長 これについて、ほかに御説明、御意見よろしいでしょうか。

長谷川委員、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。ありがとうございます。私も同様に、これから分析していただきたいと思うのが、中分類31の「輸送用機械器具製造業」です。この数字の動きが2023年、2024年、2025年ということで、出荷額に随分と大きな変動があり、それは上位9割のところと結構パラレルな感じがします。一方で、上位9割の事業所数も、ほかの産業と比べて随分変動が大きいものですので、ここをどう解釈したらよいのか、少し分析して、将来的に教えていただければなと思いました。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。同じ御質問ですけれども、よろしくお願いいたします。

○菅原経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長 ありがとうございます。こちらは「輸送用機械器具製造業」ですので、例えば、自動車を造っているメーカーもあれば、各種小さな関連部品を作っているメーカーなど、中小零細なところも当然、全体には入ってきます。小さな製造業では、コロナ等の影響もあり、系列会社の関係等の影響を受けて、再編も行われていることを我々としては確認しておりますが、その全体的な傾向については、正直、確認ができないところです。

○菅部会長 ほかに御意見等はございますでしょうか。

先ほどの宮川臨時委員からの御指摘のとおり、製造業事業所調査の調査対象事業所数が変動すること自体は、売上で区切っているわけですから当然のことで、逆に事業所数で区切れば売上が変動するわけで、選定方法自体に問題があるかということ、それはないだろうとは思われます。

また、先ほど経済産業省から御説明いただき、中分類別においても同様に、調査対象事

業所数の変動があることを確認できたということでもあります。また、事務局から説明いただきまして、全事業所数の集計結果については特段、特異な動きをしていないので、これは推計をしているということなのだろうと思います。

ただ、調査対象事業所数の大きな変動の理由については、恐らく分布の問題だろうという話でしたけれども、様々な原因があると思われます。それを踏まえますと、よりよい調査対象事業所の選定方法があり得るかもしれないことを示唆している部分もあり、検証が必要かと思われます。

ただ、これは拙速に結論を出すのではなくて、時間をかけて研究・検討を進めていただいて、次回の改定のときに生かしていただけたらとも思いますので、それについては、今後の課題という形で整理させていただきたいと思います。これについては、答申案の審議の中で改めて議論させていただきたいと思います。

ということで、この件については今後の課題に持っていくという考え方なのですが、次に、もう一つ大きな話があります。この経済構造実態調査は、SNAに使うために作られたものなのですが、内閣府から、SNAにおける本調査の利用方法について御説明いただけるということなので、御報告いただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

**○斎藤内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長** 内閣府でございます。部会長からお話ございましたように、国民経済計算におけます経済構造実態調査の利用方法について、説明申し上げたいと存じます。

それでは、資料2の1ページ目をおめくりいただければと存じます。

まず、国民経済計算については、2015年基準以前に利用しておりました基礎統計に代わりまして、2020年基準より、経済構造実態調査を利用しています。経済構造実態調査は、御案内のとおり、産業連関表の基礎統計である経済センサスと同じ生産物分類で調査されており、経済構造実態調査を利用することによって推計手法のシームレス化が図られ、その結果、国民経済計算の延長年の推計の精度向上が期待されるのではないかと認識しております。

そうした中で、本部会におきまして、菅部会長から国民経済計算における経済構造実態調査の利用方法について、関係者の皆様方の理解を深める意味で、審議資料に沿って報告すべしという御指示がございましたものですから、本日お時間を頂戴して、報告を行うというところです。

まず、調査票Aに関してです。調査票Aの変更内容ですが、御案内のとおり、企業全体の商品売上原価の報告について、これまで「卸売業、小売業」を主業、副業に関わらず営んでいる企業を対象としておりましたけれども、報告者負担を考慮しまして、「卸売業、小売業」を主業とする企業に限定することだと承知をしております。

ここでは、我々の調査票Aの利用方法について、説明申し上げたいと思います。国民経済計算におきましては、卸売業及び小売業の産出額につきまして、延長年の商業マージンの推計に、経済構造実態調査の卸売業及び小売業を主業とする企業の「年間商品販売額」及び「商品売上原価」を利用しております。

具体的な利用方法は、推計方法と書いている部分の式を御覧いただければと思います。卸売業及び小売業それぞれで推計いたしますが、延長年における商業マージン額を求めます。その際に、右辺にありますように、基準年の産業連関表のマージン額に、マージン額の伸び率を掛けることで計算しております。右辺のマージン額に関しまして、(A)として「年間商品販売額」を利用し、(B)では「年間商品販売額」と「商品売上原価」を用いてマージン率を乗じて、この(A)掛ける(B)の伸び率を使って、延長年の商業マージン額を推計しているということでございます。

3 ページです。こちらは、今しがた申し上げました具体的な利用方法について、年間商品販売額と商品売上原価ごとに、経済構造実態調査が調査しているものと、J S N A、我々の国民経済計算が利用しているものを表形式にまとめたものでございます。

まず、右側の表を見ていただきますと、商品売上原価のK K Jの部分に、丸からバツになっている部分があります。こちらが正に調査票Aの売上原価に係る変更点でございます。これがいわゆる非商業、すなわち卸売業や小売業を副業とする製造業などについては、現在の経済構造実態調査では丸ということ調査をしておりましたところ、報告者負担を考慮いたしまして、これを取りやめるものと承知をしております。

次に、年間商品販売の表に目を転じていただきたいと思います。また、商品売上原価の表とともに、商業の欄を両方向に御覧いただきたいと思います。これは、濃い黄色と濃い茶色と薄い黄色と薄い茶色のセルでございますけれども、年間商品販売額については、経済構造実態調査において、卸売業と小売業が主業となっている濃い黄色と濃い茶色のセルで調査をしているということです。

一方で、商品売上原価につきましては、右の表にありますとおり、経済構造実態調査の濃い黄色と茶色の部分で調査しているということでございます。

1 点、御認識いただきたい点がございます。それぞれボックスで記載しておりますけれども、商品売上原価の表の、経済構造実態調査の卸売業の部分で、卸売業が扱う売上原価総額のみを把握している部分がございます。また、小売業についても、小売業が行う売上原価総額のみを把握しているところでございます。

この点、左の年間商品販売額の表と比べていただきますと、卸売業、小売業それぞれ入手することが望ましいわけですが、先ほど申し上げましたように、商品売上原価につきましては、卸売業ないしは小売業が扱う商品売上原価総額のみを把握しておりますものですから、国民経済計算におきましては、商品売上原価のカバレッジを合わせるために、年間商品販売額についても卸売業や小売業が扱う年間商品販売額の総額を利用しているところでございます。

これによりまして、卸売業の卸売マージンですとか、卸売業の小売マージン、また小売業の小売マージンですとか、小売業の卸売マージンの把握はできないものの、卸売業と小売業それぞれ主業とするマージン率を把握することができます。

次に、今後の私どもの利活用案を説明申し上げたいと思います。国民経済計算では、基準年マージン額を経済構造実態調査における年間商品販売額、これに商品売上原価や年間商品販売額から求められるマージン率を乗じることとしております。

マージン率につきましては、卸売や小売業を主業とする企業のデータは引き続き活用いたしますけれども、他方で「年間商品販売額」については、現在、利用していない部分がございます。左上の表ですと、J S N Aの卸売業と小売業の灰色のセルがあると思いますが、正にこの灰色のセルについて、副業としての卸売業・小売業を活用することで、今頂いているデータを一層活用することができると考えております。この部分を利用して、次の年次推計での利活用の可否を検討してまいりたいと考えております。

4 ページ目、調査票 B に関してです。調査票 B につきまして、いろいろ調査の変更がございますけれども、1 つ目といたしまして、調査票 B で企業全体の売上金額に占める主業の割合を追加するといった変更が行われる予定と承知しております。それに関しまして、今、実際に我々がどのようにこれを利用しているかを説明申し上げたいと思います。

一旦、目を下の参考に転じていただきたいと思いますけれども、1 つ目の黒ポツに経済活動別国内総生産がございます。経済活動別国内総生産といいますのは、ここにありますように、経済活動別の産出額から、経済活動別の中間投入額を控除したものです。その上で、経済活動別の中間投入額とはどういうものを申し上げると、経済活動別の産出額に、経済活動別の中間投入項目別の中間投入比率を掛ける形で得ております。

恐縮ですが、また目を上の方に転じていただきまして、このスライドで説明申し上げることは、今申し上げた経済活動別・中間投入項目別の中間投入比率に関するものでございます。経済活動別と中間投入項目別の中間投入比率がどのように計算されているかですけれども、こちらにつきましては、基準年の産業連関表をベンチマークといたしまして、企業の内訳項目である事業内容別の中間投入項目の費用内訳を用いた伸び率で推計をしています。

今申し上げた経済活動別の中間投入項目別の中間投入比率とはどのようなものかという、中段に式を 2 つ並べておりますけれども、基本的には、分母に売上高を持ってまいりまして、分子に総費用とその中間投入項目別の費用内訳を用いる形にしています。

その上で、現在の方式ですけれども、上の式を見ていただくと、売上高が企業全体で、総費用も企業全体となっています。一方で、中間投入項目別の費用内訳割合は事業内容別という形になっております。今回の調査票 B の変更は、企業全体の売上金額に占める主業の割合を追加することから、2 つ目の式にございますように、事業内容別の売上高、そして事業内容別の総費用を得ることができると考えております。

このように、企業全体における売上高及び総費用の事業内容別割合が新たに公表されれば、既に公表されている中間投入項目別の費用内訳割合と対応する売上高、また総費用を用いた中間投入比率の推計が可能となりますので、主業における中間投入項目別の中間投入割合を把握することができ、精度向上につながるのではないかと認識しております。

次に、スライドの 5 ページ目です。こちらでも中間投入に関するものでございます。

調査票 B につきましては、前ページで申し上げた企業全体の売上金額に占める主業の割合を追加することに加えまして、事業別費用の内訳につきましても、ここに記載のとおり、外注費を「同業者向け」、そして「同業者向け以外」に分割される予定です。あとは、卸売業・小売業における販売手数料と販売奨励費を、「E C サイトによる販売」の部分と、

「それ以外」に分割される予定です。また、委託生産費を追加するといった変更があるものと承知をしております。

こうした変更を国民経済計算にどのように利活用するのかを中段にお示ししております。

まず、「外注費」でございます。1つ目の黒ボツのとおり、現在、「外注費」につきましては、全て中間投入項目の自交点の品目に対応させているところです。これはどういったことかと申し上げますと、例として広告業を取り上げておりますけれども、経済活動別の広告業が発注する「外注費」は、自交点、すなわち品目としての広告業に対応させるとしております。

左の表を見ていただきますと、こちらはU表と申しまして、どの経済活動にどの財貨・サービス品目を投入するのかを表形式でまとめたものです。経済活動Bの「外注費」が現状どうなっているかと申しますと、黄色に塗られているbのセルに全て計上する形になっております。この「外注費」が同業者向けと同業者向け以外に分割された場合、自交点の品目と、自交点以外の該当品目それぞれに対応させることが可能になると考えております。

右側の表の「今後（案）」を御覧ください。今までは、Bとbの交差する黄色いセルに計上されていたものが、例えばBのaですとかcの方に計上されていくということです。

このように、「外注費」を同業者と同業者向け以外に分割し、それを我々が利用することで、品目の中間投入の伸び率が実態に非常に近くなり、結果的に各産業の中間投入額についても精度向上が見込まれるのではないかと考えております。

次に、スライド6ページを御覧いただければと思います。これは、販売手数料と販売奨励費に関する説明です。

現在、販売手数料と販売奨励費につきましては、品目である卸売業や小売業に対応させています。今回の調査事項の変更によりまして、販売手数料、販売奨励費が、ECサイトによる販売とそれ以外に分割される場合、「販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売）」については、「インターネット付随サービス」に対応させることが可能になり、「販売手数料、販売奨励費（それ以外）」については、「卸売業」及び「小売業」に対応させていくことが可能になると考えております。

下の表を見ていただきますと、左にあるとおり、販売手数料と販売奨励費は、現在この灰色の部分に全て計上しておりますけれども、右表では品目としてのインターネット付随サービスですとか、それ以外の部分に関しましては、品目の卸売業、小売業にそれぞれ計上させていくということです。

これによりまして、品目の卸売業・小売業や、インターネット付随サービスの中間投入額の伸び率が実態に近くなりまして、中間投入額についても、精度向上が見込まれるのではないかと考えております。

下段が、委託生産費についてです。現在は卸売業・小売業の「外注費」の内数として含まれておりますけれども、委託生産費を新たに追加することによりまして、プライベートブランドに係る外注加工費などが把握可能となるため、品目設定を含めて、利活用について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

7ページ目のスライドです。調査票の配布先についてですけれども、一部の産業につき

ましては、調査票の配布を取りやめると承知しております。こちらは、引き続き国民経済計算のベンチマークの産業連関表において、経済センサスを用いていない分野ですので、国民経済計算でも可能な限り産業連関表と同様の統計を用いて、推計してまいりたいと考えております。

最終ページですけれども、参考ということで、先般行いました2020年基準改定におきまして、サービス分野についても、原則、経済構造実態調査を用いて推計するといった方法に変えるということです。

また、冒頭申し上げましたように、こうした経済構造実態調査の利用によりまして、国民経済計算の推計の手法のシームレス化が図られて、延長年推計の精度向上が期待されるのではないかと考えております。

雑ぱくですけれども、説明は以上でございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。なお、本日御欠席の宮川臨時委員から、コメントを頂いております。頂いたコメントには、次の議題の答申案の内容も含まれております。

事務局から御紹介をお願いいたします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局から紹介させていただきます。

今回は、SNA年次推計への活用に関連する経済構造実態調査の調査事項の変更が何か所かあったが、いずれの点についても、経済構造実態調査の調査事項がSNA年次推計に実際に活用されているのかどうか、活用されていない場合、今後、活用する予定があるのかどうか、代替的データがあるのかどうか、といった点についてまで詳細に確認した上で、答申案を作成していただいていたため、全ての変更点について適切であると納得できる内容であった。また、SNA年次推計への利用方法についても、詳細な説明がなされたため、今回の経済構造実態調査における変更が、今後の年次推計にどのように活用され、精度向上に寄与するのかを理解することができた。

以上でございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の内閣府の説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

長谷川委員、いかがでしょうか。

**○長谷川委員** 長谷川です。ありがとうございます。今、斎藤課長から御説明がありまして、今回の変更点について、SNAの推計上でどのように使われるか、そしてどのような精度向上が期待されるかは、今の説明でよく理解しました。

その上で、調査項目の中で、今回は減価償却費を追加していると思うのですが、その説明はどちらかにありましたでしょうか。そこがこの資料では確認できていなかったものですので、もしよろしければ、どのように推計に使われるのかを教えていただければと思います。

**○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長** いいですか。

○菅部会長 よろしくお願ひいたします。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 内閣府です。減価償却費については、今回の資料には書いていないのですけれども、長谷川委員の御案内のとおり、もともと、中間投入比率には含まれておりません。今は別の調査票でお尋ねしていて、そこをわざわざ持ってきて、我々のほうで引いて、中間投入比率を作成する推計方法を取っていたのですけれども、今回の変更で同じ調査票の中にまとめる予定ということで、中間投入比率を作成するときに、同じ調査票の中に列挙されているので、より我々の作業が簡便になるということです。もともと引いているので、そのステップは変わりございません。

これで説明になっておりますでしょうか。

○菅部会長 長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 ありがとうございます。大体、理解したのですけれども、減価償却費というのは粗付加価値と一緒に利用するもので、それで今、減価償却費は、御案内のように簿価とか時価とかが混在していて、SNAでは資本ストックと整合的な、時価のいわゆる固定資本減耗という形で推計していたと思います。その関係が今私の中で少し整理がし切れなくて、結局は、粗付加価値はもともと取られていたということでしたか。そして、そこから減価償却を引くスタイルでしたか。すみません、初歩的なところで恐縮です。

○菅部会長 よろしくお願ひいたします。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 御案内のことで申し訳ないのですけれども、産出額から中間投入を引いて付加価値をつくって、その構成項目として減価償却、J SNAですと固定資本減耗が発生するというところでございます。

我々は、産出は出荷額由来で作しまして、中間投入比率を作るところは、正に今日説明させていただいたところなのですけれども、その中間投入比率、中間投入額を作るときには、減価償却は含まれない整理になります。減価償却が含まれないよう、我々はそこを控除した上で利用しております。その残差で求められたものが付加価値になりますので、そこに別途、時価評価でつくられた減耗が、付加価値構成項目として計上される理解です。すみません、もしかしたら釈迦に説法だったかもしれませんが、御指摘いただければと思います。

○菅部会長 長谷川委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 分かりました。そうすると、中間消費を引いたデータが既にあったということですね。それは既に粗付加価値だと思うのですけれども、実は後から出てくる資料を見ていて、粗付加価値の推計のために、と読めたものですから、私のその理解だけ、正しいかどうかを指摘していただけますか。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 減価償却費は、本調査は全く使っておらず、我々の方で別途推計しております。

○長谷川委員 それで今回、改めて調査してもらって、利用するわけですね。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 もともと減価償却費は調査されていたのですけれども、我々の付加価値推計で使っている企業表ではなくて、別の調査票で調査をしておりました。それを中間投入額を推計するために引いていたというこ

とです。今回変わった点は、私の認識ですと、減価償却費の調査は変わらないのですけれども、調査する場所といいますか、調査票が変わるだけで、中間投入比率を出すときに控除しているところも変わりませんし、その項目自体を使っているというか、間接的に控除するためには使っているのですけれども、減価償却費を直接使っていないということは、今も今後も変わらないと理解しております。

○長谷川委員 分かりました。

○菅部会長 よろしいでしょうか。要するに、調査は別の調査票でされていて、それは使っているということだと思います。

○長谷川委員 すみません、私の理解不足でした。今の御説明で分かりました。ありがとうございます。

○菅部会長 3つ調査票があって、そのうちの一つで調査されているのだけれども、それだと使いづらいので、使いやすい調査票に減価償却を追加してもらったという話ですよ。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 そうです。使っている項目自体は変わりません。

○菅部会長 推計において、減価償却費をそのまま使っているわけではなくて、中間投入比率を出すために使っているということですね。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 はい、そうです。

○菅部会長 そのような理解ですね。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 不要な項目として、そこを控除しています。

○菅部会長 控除しないと、定義上合わないので、使っていますということだと思います。ただ、減価償却費をそのまま使っているわけではなくて、減価償却費は別途、時価推計されたものが粗付加価値に入ってくるわけですよ。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長 はい。

○菅部会長 すごくよく分かったのではないかと思いますけれども、長谷川委員、いかがでしょうか。そのように整理させていただけたらと思います。

○長谷川委員 菅部会長の今の御説明で、大変よく理解できました。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますか。非常に難しいのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私もこの資料を拝見して、昔の2015年基準のときにはいろんなデータを使っていたのが、経済構造実態調査に一本化されて、すっきりしたことは確かで、これはこれで大きな進歩だと思われますし、国民経済計算に有効に利用されていることが確認できたと整理させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。詳細な状況が分かったように思われます。

それでは、答申案の審議に入ります。

資料3を御覧ください。この答申案ですが、前回の部会で御確認させていただいた答申の大まかな方向性を基に、今回申請された変更事項のそれぞれについて、その内容とこれ

までの部会で得られた審議結果について、文章化しております。

審議に先立ち、答申案の取りまとめ方法について説明させていただきます。まず、事務局から、答申案について概要を説明していただきます。その上で、基本的には答申案の順に沿って、1、部会での審議内容を適切に反映できているか、2、修正や追記すべき事項はあるかなど、皆様から御意見を頂きながら確認してまいります。そして最後に、全体評価として、答申案冒頭部分の承認の適否について確認いただきます。

以上のように進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料3に基づき、まず答申案の全体構成等について、事務局から御説明をお願いいたします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局から、答申案の全体構成について説明させていただきます。

こちらは、前回の部会においてお示ししておりました骨子素案に、部会での審議を踏まえ、作成したものでございます。

答申案の全体構成でございますが、最初に件名として、「経済構造実態調査の変更について」と記載しております。

その下は定型文でございますが、諮問について審議をした結果、下記のとおり結論を得たので答申すると記載しているところでございます。

「記」と書いてある下のところですが、まず「1 本調査計画の変更」ということで、(1)に承認の適否、(2)に理由等という形で整理しております。

理由等では、これまで部会で御審議いただきました調査計画の変更案について、「報告者数の変更」から、10ページの「カ 集計事項及び推計方法の変更」まで、それぞれ項目ごとに調査計画の変更の具体的な内容と部会での審議結果、部会としての評価という形で整理しております。

こちらが12ページまで続きまして、次に、12ページの中ほどにございます、2、本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。こちらは前回、令和5年6月の答申における今後の課題での指摘事項と、それに対する対応状況、部会での審議結果を取りまとめております。

次に、12ページの下の方にございますが、「3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」についてでございます。こちらは、第Ⅳ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」における本調査に関連する事項の対応状況と、これに対する部会での審議結果をまとめたものでございます。

最後に、13ページの下の方ですけれども、今回の部会での審議の結果を踏まえた「今後の課題」でございます。前回までの部会の御審議の中では、明確に課題とされたものはありませんでしたので、こちらは今後の課題【P】という形にしておりますが、先ほど報告者数の変動のお話もございましたので、本日の部会をもって確認していただくという形のものかと思っております。

答申案の全体の構成について、事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。それでは、承認の適否は、最後の全体評価になり

ますので、最後に確認することといたしまして、1ページの「(2) 理由等」から順に御確認いただけたらと思います。

まずは、「ア 報告者数の変更」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料1ページの中ほどにございます(2)の「ア 報告者数の変更」につきまして御覧いただければと思います。

こちらは、最新の事業所母集団データベースを用いて、報告者数の見直しを行うものです。これにより、次回調査においては、表1の右の箱に記載のとおり、産業横断調査では約28万企業、製造業事業所調査では約9万事業所が報告者数になります。

続いて、箱の下を御覧ください。「これについては」以降ですが、ここからが部会での審議結果の記載ということになります。

今回の変更につきましては、従前と同様の報告者の選定方法を用いて、最新の事業所母集団データベースを基に報告者数を算出したものでありますから、適当という形で整理しております。

末尾で【P】としておりますのは、前回の部会で、製造業事業所調査の対象者の変動について宿題事項となっていたためですが、先ほど調査実施者から追加の説明がなされ、部会長から、こちらについては時間をかけて検証が必要とのお話があったので、この部分についてどのように取り扱うかというのは、御議論いただく必要があるものと考えます。

現状は、なお書きで、選定方法に変更がない旨の記載にとどめたものとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは、調査計画の変更については適当と整理しております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、調査対象事業所数の大きな変動の理由については、様々な原因があると思われます。また、よりよい調査対象事業所の選定方法があり得るかもしれませんので、検証が必要かと考えられます。ただし、拙速に結論を出すのではなく、時間をかけて、今後の課題として行うべきものと思われます。

今後の課題とする方向性も含めまして、ここまでの部分についてはいかがでしょうか。御意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

宮川臨時委員からもたくさん意見が出ておりますので、これについては、答申案に今後の課題という形で整理させていただけたらと思います。もちろん十分に時間をかけて、何が原因であるかを見ていただくということです。もともとの母集団データベースと、そこから抽出して、そしてそれを調査するという、すごく長いプロセスを部局横断的に検証しないといけないので、恐らくすごく難しくて大変だと思うのですね。これについては、時間をかけてじっくり結論を出していただいて、次回の改定があったときに反映していただくことと整理したいと思います。

そのような形でいかがでしょうか。今後の課題とさせていただきたいと思います。

次に、2 ページの「イ 調査事項の変更」の（ア）調査票 A についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** それでは、資料の 2 ページの上の方でございます、「イ 調査事項の変更」を御覧ください。

ここから調査事項の変更について、（ア）から（エ）まで 4 種類の調査票ごとに整理しております。

まずは、「（ア）調査事項の変更（調査票 A）」を御覧ください。調査票 A における変更内容につきましては、表 3 の No. ①から④までまとめております。

続いて、3 ページを御覧ください。このうち、①から③までの変更については、経済センサス - 活動調査に合わせたものであること、また、このうち②については、先ほどお話がありましたが、「減価償却費」を調査事項に追加するもので、これについては、これまでも経済センサス - 活動調査において十分に回答を得られている実績もあることから、①から③までは、いずれも適当という形で整理しております。

続いて、④の「企業全体の商品売上原価」についてです。こちらは、これまで主業、副業に関わらず、「卸売業・小売業」を営んでいる企業に対して報告を求めていたものですが、SNA 年次推計では主業分のみ用いておりますことから、報告者の負担軽減の観点で、副業に対して報告を求めることは取りやめ、主業として「卸売業・小売業」を営んでいる企業に対してのみ報告を求めるよう、変更するものでございます。

これにつきましては、SNA 年次推計における利活用状況を踏まえた変更であると、前回の部会で調査実施者より追加の説明がございました。内閣府における現状の利活用状況について、i から iii まで記載しておりますが、内閣府に対してニーズを確認した上で検討した結果であり、また、報告者負担の軽減に資する変更であることから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

**○菅部会長** ここでは、調査計画の変更について、適当と整理しております。

この部分については、いかがでしょうか。御意見等はございますでしょうか。

先ほど、減価償却費の件について、少し分かりづらいところがあるというお話でした。要するに、既に違う調査票で把握しているものの、それが利用しづらいので、新しく調査票 A の方に追加したということだったと思います。費用項目に追加と記載すると、ないものを追加したと思われる可能性があるので、そこを書いても良いかなと思っています。

どうぞ。

**○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** 統計局でございます。この減価償却費、追加は追加なのですが、今までは調査票 B という、費用項目を詳しく取るところの一つの項目ではありました。今回、調査票の表面の企業全体の付加価値額とすることで、SNA はそうなのですが、我々のほうも、今まで純付加価値のみ表章できていたのが、粗付加価値の表章も可能になるという、我々の統計表章のメリットもあるということです。

**○菅部会長** それはとてもよく分かるので、調査票 B にはもう入っていたのだから、「調査票 A にも」などと入れれば誤解が避けられるかなと思います。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査票Aは企業全体で、調査票Bはいわゆる主業の費用項目だけで、減価償却費は、調査票Bでほかに費用があった中の一つの項目だったということです。

○菅部会長 いえ、よく分かるのですけれども、これだと、なかったものが追加されたと受け取られてしまうというのが、先ほどの議論だったと思うのですね。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 私たちとしては、上手に表現いただければと思っています。

○菅部会長 そこは誤解がないように、表記は変えたほうが良いかなというところだと思います。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局でございます。

今の部会長の御意見、それから調査実施者の御意見を踏まえまして、ここにつきましては、事務局と部会長とで御相談させていただいて、必要に応じて関係者に照会させていただきながら、文案を考えたいと思っております。

○菅部会長 はい。

これについて、長谷川委員、いかがでしょうか。やはり何か追加したほうが、誤解を招かなくて良いように思われるのですけれども。

○長谷川委員 ありがとうございます。正に御指摘いただいたところでして、山形課長から純付加価値と粗付加価値の話が出ましたけれども、やはりここは少し工夫していただいたほうが、私のような、ミスリードしたのですかね、受け止め方をした者も出かねないものですから、少し工夫していただければと思います。

よろしくお願いします。

○菅部会長 それでは、ここについては、適当と整理するのだけれども、文言で誤解を招かないようにする工夫をするということになります。

そのほかに御指摘、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここについては適当であると整理して、減価償却費の説明については、誤解を招かないように、少し文言の修正をするという形にさせていただけたらと思います。

次に、3ページの「(イ) 調査事項の変更（調査票B）」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料3の3ページ下部の「(イ) 調査事項の変更（調査票B）」を御覧ください。

調査票Bにおける変更内容につきましては、表4の⑤及び⑥のとおりまとめております。

⑤は、企業全体の売上金額に占める主業の割合を追加するものです。これまで主業の費用総額は把握しておりましたが、それに対応する主業の売上高は把握しておりませんでしたことから、主業の付加価値率を算出できない状況となっておりました。SNAの年次推計においても、企業全体の事業別売上高の割合を利用することを検討する予定であり、本調査においても、調査事項として追加してほしいとの要望が寄せられていることを受けまして、追加するものでございます。

⑥につきましては、主に費用項目の追加を行うものです。i及びiiについて、産業連関

構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）において、回答されている実績が確認されているとのことですが、実績額が確認されていない項目もあり、これらの費用項目について、報告者が正確に回答できるよう、記入の仕方等においても丁寧に説明するとのことです。これらを踏まえ、SNAの年次推計を行うに当たってのニーズを踏まえた変更であることなどから、適当と整理しております。

最後に、なお書きにつきまして、第1回部会での御審議を記載したものになりますが、⑥の変更のうち、調査事項を追加するiからivまでについては、報告者にとって回答が困難なものとならないよう、記入の手引等で丁寧に説明するなどの報告者負担への配慮を行うこととし、その上で、次回調査において回答が困難な状況が見られた場合にあっては、その原因を検証の上、例えば金額での回答が困難な場合には、割合での回答を可とするなど、更なる工夫についても検討することが望まれると記載させていただいております。

なお、この箇所につきましては、前回部会において、松村委員より「課題のようにも感じられる」との御指摘をいただきましたことから、事務局において改めて検討させていただきましたところ、まずは回答者が回答困難ということにならないよう、十分な措置を求めるものであり、現に回答困難という状況が発生しているものではないことから、課題というよりも、留意事項という形で記載させていただいたところです。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございました。ここでは、調査計画の変更については、適当と整理した上で、調査事項を追加する項目については、報告者にとって回答が困難なものとならないよう、記入の手引等で丁寧に説明するなど、報告者負担への配慮を行うこととし、その上で、次回調査において回答が困難な状況が見られた場合に当たっては、その原因を検証するなどとしております。

この部分については、いかがでしょうか。

松村委員、いかがでしょうか。どのように扱ったらよろしいでしょうか。

**○松村委員** ありがとうございます。今の御説明で了解しました。よろしくお願いします。

**○菅部会長** どうもありがとうございます。

ほかの委員からは、いかがでしょうか。

これにつきましては、確か成田臨時委員からも御発言があったように記憶しておりますが、これについて、どうお考えでしょうか。

**○成田臨時委員** なお書きできちんと記載がされているので、報告者の方に手引があれば大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

**○菅部会長** ありがとうございます。

これにつきましては、内閣府からも、国民経済計算の精度向上にもものすごく意味があるという御説明も頂きましたので、それも踏まえて回答者に説明していただき、回答について報告者負担に配慮いただくことと整理したいと思います。

この部分は適当であるという整理で、まとめさせていただきたいと思います。

次に、5ページの「(ウ) 調査事項の変更（調査票C）」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料の5ページの上の方にございます「(ウ) 調査事項の変更（調査票C）」を御覧ください。調査票Cにおける変更内容につきましては、表5の⑦及び⑧のとおりまとめております。

まず⑦ですが、これまで「卸売業・小売業」を主な業務として営んでいる事業所について「年間商品販売額」を把握していたところ、別途把握している売上高のデータで代替可能であるため、報告者の負担軽減を考慮し、調査事項から削除するものでございます。

代替可能であることについては、表6及び表7、更に6ページにも記載しておりますが、第2回部会で調査実施者から追加の説明があったとおり、都道府県別及び業態別にも分析を行った結果、代替可能であるとしているものであり、代替可能性の検証結果を踏まえた上で、報告者負担の軽減の観点から、調査事項を削除するものであるため、適当と整理しております。

続いて、⑧ですが、事業所母集団データベースの的確な更新に資するため、「本所等の別」を新たに調査事項に追加するものです。こちらは、本所等事業所の移転がない限り、報告者負担は発生しないとのことから、こちらも適当と整理しております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○菅部会長 ここでは、調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。

この部分については、いかがでしょうか。

これにつきましては、荒木臨時委員から部会の中で御意見があったかと思いますが、このような整理でよろしいでしょうか。

○荒木臨時委員 ありがとうございます。相関が高いというところで、細かく見た資料も以前、頂いておりましたので、確認しております。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。御意見ありますでしょうか。

それでは、これにつきましては御了承いただいたものと整理したいと思います。

次に、6ページ、「(エ) 調査事項の変更（製造業事業所調査票）」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 資料の6ページの中ほどにございます「(エ) 調査事項の変更（製造業事業所調査票）」を御覧ください。

製造業事業所調査票における変更内容につきましては、表8の⑨及び⑩のとおりまとめております。

まず⑨ですが、こちらは、経済センサス - 活動調査と調査品目が整合するよう、「製造品出荷額、在庫額等」で用いる商品分類について、生産物分類を基にした分類に変更するものでございます。こちらは、中間年の推計に使用される基準年の活動調査に合わせたものであることから、適当と整理しております。

また、⑩ですが、こちらは産業分類情報を事業所母集団データベースに的確に反映できるよう、「主な事業の内容」を新たに調査項目として追加するものでございます。こちらは、より適切な実態の把握に資するものであることから、適当と整理しております。

また、後半のなお書きでございますが、こちらは、第1回部会で宮川臨時委員より、製

造業における商品分類の種類について、生産物分類を基にした分類に変更することを踏まえ、産業分類格付の方法を経済構造統計として中長期的に検討することが望まれるという趣旨の御意見を受けて、記載したものでございます。

こちらは、経済構造実態調査にとどまらず、経済構造統計全体における中長期的な課題であること、また、調査実施者も既にこの課題について認識済みであることを第1回部会の中で確認したものですので、課題や留意事項という形ではなく、御意見があったという事実として答申案に記載させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 なお、本日御欠席の宮川臨時委員から御意見を頂いておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 紹介させていただきます。

製造業及び商業等において、今後、完全な形で生産物分類を導入することになった場合、これまでのような品目別売上高による産業格付を行うことができなくなるケースが発生する。この点については、答申案に書いていただいているとおり、経済構造実態調査に限る問題ではなく、経済構造統計全般にわたる重要な問題であると考えます。上記財分野の産業格付の方法の在り方について、サービス分野の産業格付方法との整合性も考慮しながら、幅広く検討を進めていただきたい。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

この御意見について、事務局から御説明をお願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局の越でございます。

宮川臨時委員から頂いたコメントについてですけれども、この課題は大変重要なものだと考えておりまして、内容につきましても、経済構造統計全般にわたる重要な問題だとコメントいただきましたが、そのとおりだと思っております。

ただ、どのように検討するかは難しい問題だということもございまして、課題として賜りましたので、必要なところに御相談させていただきながら、進めていけるところは進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

そのほか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ここでは、調査計画の変更については適当と整理した上で、製造業における商品分類の種類を、生産物分類に基づいた分類変更することを踏まえて、産業分類格付の方法を、経済構造統計として中長期的に検討することが望まれるとの意見があったことを記載する形としています。

この部分については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で整理させていただきたいと思います。皆様、ありがとうございます。

いました。

それでは、7ページの「ウ 調査票の配布対象の変更」、(ア) 調査票Bについてです。  
事務局から御説明をお願いいたします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** それでは、資料の7ページ、「ウ 調査票の配布対象の変更」を御覧ください。ここでは、調査票の配布対象の変更について、調査票ごとに整理しております。

まずは「(ア) 配布対象の変更（調査票B）」を御覧ください。これまで、SNAの利活用において本調査票を活用していない産業については、表9に記載しておりますとおり、調査票の配布対象外としていたところでした。今回、表10に記載の産業についても、SNAの年次推計を行っている内閣府に、現行の利活用状況及び今後の利活用の予定について確認したところ、SNAの年次推計に当たっては、他の統計データが利用可能であって、本調査結果を利用する必要がない産業について、報告者負担の軽減の観点から、配布対象外と整理したものです。

これにつきましては、内閣府にニーズを確認した上で検討したものであり、また、報告者負担の軽減に資するものでありますことから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○菅部会長** どうもありがとうございます。ここでは、調査計画の変更について、適当と整理しております。

この部分について、いかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これにつきましても、特に御異論がございませんでしたので、御了承いただいたものと整理させていただきます。

次に、8ページの（イ）調査票Cについてです。

事務局から御説明をお願いします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 資料の8ページ、「(イ) 配布対象の変更（調査票C）」を御覧ください。

こちらは、調査票Cの配布対象の選定要件を緩和するものでして、具体的には、表11に記載のとおり、売上高1,000億円以上であったものを500億円以上に引き下げるとともに、資本金2億円以上という要件を削除するものでございます。

この変更により、図表1に記載のとおり、現行は濃いオレンジ色が調査対象であったところ、黄色いところにも対象が広がるものでございます。これはあくまで対象候補ということで、この中から約5,000企業を選定した上で、原則、次の経済センサス - 活動調査まで対象を固定するとのことです。

8ページの下の方に①から③まで課題を記載しておりますが、「企業調査支援事業」のリソースを有効に活用し切れていないことや、配布対象外となる企業が発生し、継続的な関係構築に支障が生じるおそれがあるといった課題に対応するために、取扱いを変更することから、適当と整理しております。

また、9ページのなお書きになりますが、この部分は、報告者への丁寧な説明が重要と

御審議いただいたことを踏まえまして、調査票Cは傘下の全ての事業所について報告されるもので、報告者負担が大きく、また、配布対象企業が原則固定されるものであることから、その対象企業の選定基準について、報告者に対して丁寧に説明することが望まれるという趣旨の記載をさせていただいております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは、調査計画の変更は適当と整理した上で、配布対象企業の選定基準について、報告者に対して丁寧に説明することが望まれるとしております。

この部分につきましては、いかがでしょうか。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。全体的な結論に異論はないのですが、少し教えていただきたいところがあります。8ページに①、②、③とあると思うのですが、①で、有価証券報告書が提出されている企業の中で配布対象外になるというのは、どのようなことなのでしょう。表11で、①に有価証券報告書を出していれば対象になると書かれている一方で、対象にならないというのは、具体的にどのようなことなのでしょう。

○菅部会長 これは回答できますか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局です。この図を見ていただくと、有価証券報告書提出企業は全部オレンジですが、右下の方に、8割以上というラインがあると思います。8割以上で、かつ有価証券報告書提出企業であれば対象です。

○菅部会長 よろしく願いします。

○野上総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 統計局です。

こちらに書いておりますのは、基本的には調査対象が各産業分類の上位8割ということですので、そもそも上位8割に入らないと、有価証券報告書提出企業であろうとなかろうと、配布対象に入らないということでございます。もともと設定したときは、経済センサス-活動調査は全数調査でしたので、下位2割であっても当然、企業調査支援事業の対象となったのですが、今回、経済構造実態調査になると、どうしても下位2割の中に入っていた有価証券報告書対象企業分が企業調査支援事業から外れますので、もともと5,000企業を対象と考えてきたものの、結果的にその分は目減りする形で、リソースを十分に活用し切れていないということでございます。

○菅部会長 松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 ただ、もともと本調査は8割以上が対象なので、2割が外れて活用し切れないというのはそのとおりで、今回諮問での基準変更を行っても、その下2割が入るわけではないわけですね。そのうえで、この①はどういうことでしょうか。

○菅部会長 回答をよろしくお願いいたします。

○野上総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 文章上の説明がなかなか分かりづらかったのかなと思うのですが、もともと企業調査支援事業が5,000企業ぐらいを固定して、継続的に関係を構築して行うというようなものでしたので、できれば経済センサス-活動調査だけでなく、経済構造実態調査も含めて、毎年、継続的に5,000企業を行うこ

とが、リソースの活用という意味では望ましいのかなとは考えているところです。経済センサス - 活動調査が出発点という形になりますと、当然、有価証券報告書対象企業は下位 2 割も入って、その上で 5,000 という形で、もともと当初、始まったときはそのようになっていたということです。

ただ、経済構造実態調査ですと、下位 2 割が調査対象外になりますので、5,000 ではなくて、四千数百という形にどうしてもなってしまうということです。そのような意味では、経済センサス - 活動調査だけ企業調査支援事業をやるのもあまり効率的ではないというところもございますので、少しその辺りも踏まえまして、企業調査支援事業対象ないしは調査票 C の配布対象も含めて再検討させていただいたところでございます。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○松村委員 背景は分かるのですが、これがこの基準の変更の理由と言いますか、要因にはならない気がします。今回変更した基準では、結局下位 2 割は入らないので、変更理由の説明に関して、①の理由は必要なのか疑問があるところなのですが。

○菅部会長 いかがでしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 すみません、多分承認申請のときに、統計審査官室に対して①を説明したのだと思うのですが、部会の議論では、この説明は一切していなかったと思うのですね。

それで今、松村委員の御指摘を踏まえて改めて見直すと、その後の部会では②、③を中心に説明していて、①は企業調査支援事業というパイを使えていないということを言うがためのものだったのですが、このように一気通貫で見ると、おっしゃるとおり不自然で、要らない情報かなと思います。要するに誤解を招くというか、これを広げたとしても下位 2 割は対象ではないので、①の説明は、特になくても良いかなと私たちとしては思います。

○菅部会長 そうすると、松村委員の御意見を反映させて、①を削除し、②を①に、③を②とするということではよろしいでしょうか。ほかにも御意見があれば。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。

それと、②の書き方なのですが、これもそのまま普通に読むと、売上高の減少によって調査対象外になってしまうけれども、これら報告者と関係を継続的に構築したいというのが、何か調査実施者側のロジックだけで説明していて、あまり納得感がないように思います。報告者からしたら、売上が減少して対象外になったのだから、それはそれで良いのではないかと感じる説明文なのではないのかと思います。

だから②は、「一時的な売上高の減少によって、影響が大きい報告者であるにもかかわらず除外になってしまうのを防ぐため」というような書き方だったら、まだ分かると思います。原文だと少し違和感がありました。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、これはあくまで一時的に対象外になるのだけれども、重要な企業であることには変わりなくて、恐らくまた上がってくると予想される企業なので、関係を構築したいと、その

ようなことなのですから、日本語としては読みにくいかなと思います。

今、改めて確認したら、事務局に作成いただいた審査メモに同じことが書いてあって、多分、それを転記されているのかなと思いますけれども、そのような意味では、この文章そのものが、調査実施者としても少し分かりにくいかなとは思っています。

○菅部会長 よろしく願いいたします。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局でございます。

いろいろと御意見ありがとうございます。今、御指摘いただいたことを踏まえまして、この部分については、調査実施者とも相談しながら、文面を少し整理いたしまして、分かりやすい表記にしたいと思っております。その上で、部会長とも御相談させていただいて、答申案としてまた再度、皆様に御意見を頂戴したいと思っております。

以上でございます。

○菅部会長 了解です。松村委員の意見を踏まえて、答申案については、事務局として早急に取りまとめ、追ってお示しし、御確認いただきたいと思います。

ほかに御意見等はございますでしょうか。

それでは、時間もございますので、次に参らせていただきたいと思います。

次に、9ページ「エ 調査方法の変更」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 資料の9ページの中ほどにございます「エ 調査方法の変更」を御覧ください。

こちらは、調査方法を変更するものではなく、調査計画上の記載を改めるものでございます。経済構造実態調査では、これまでオンラインの回答を推進してきた結果、直近の調査では、表12に記載のとおり、オンライン回答率が8割を超える状況にございます。

この現状を踏まえまして、今回の申請では、表13の左の箱に記載している現状の調査計画上の記載について、オンライン調査が例外的な記載となっておりますことから、右の箱のとおり、オンライン調査が中心となるように記載ぶりを改めるものでございます。

これについては、オンライン回答率が8割を超えている現状を踏まえて、調査計画上の記載内容を変更するものであり、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅部会長 ここでは、調査計画の変更について、適当と整理しております。

この部分について、いかがでしょうか。

特段の御意見、御異論もございませんでしたので、ここにつきましては御了承いただいたものと整理いたします。

次に、10ページの「オ 調査の実施期間の変更」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 資料の10ページ、「オ 調査の実施期間の変更」を御覧ください。

経済構造実態調査では従前、6月下旬を調査票の回収期限に設定しておりましたが、期限までに回答できない企業が見られましたことから、回収期限を7月中旬に後ろ倒しする

ものです。

こちらにつきましては、報告者負担に配慮した変更であり、また、従前より提出された回答から順次、審査・集計プロセスに取り込むこととしているため、このように回答期限を後ろ倒ししても、公表のスケジュールに影響はないとしていることから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** ここでは、調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。

この部分について御意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これにつきましても、御了承いただいたものと整理させていただきます。

次に、10ページの「(ア) 集計事項の変更」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** それでは、資料の10ページ中ほどにございます、カの「(ア) 集計事項の変更」を御覧ください。

集計事項の変更につきましては、これまで審議いただいた調査事項の変更に伴って見直しを予定するものです。具体的には表15に記載しておりますが、調査事項に「減価償却費」を追加することに伴い、「粗付加価値額」を追加するものや、「支払利息」を調査事項から廃止することに伴い、関連する当該集計表を削除するといったものでございます。

これにつきましては、11ページになりますが、調査事項の見直しに伴って集計事項を変更するものであり、もともと集計しないとされている調査事項を除き、追加した調査事項は全て集計事項に含まれていますことから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** ここでは、調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。

この部分について、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御異論がございませんでしたので、御了承いただいたものと整理いたします。

次に、11ページの「(イ) 推計方法の変更」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 資料の11ページの中ほどにございます「(イ) 推計方法の変更」を御覧ください。

推計方法の変更につきましては、本調査の対象外である推計層の企業等の情報について、「事業所・企業照会」により把握した売上高のデータを活用することによって、結果精度の向上を図るものでございます。

また、表16に記載のとおり、一部の産業分類については、これまでよりも細分化して表章するとのことでございます。

また、本日調査実施者から追加で御説明があった内容について、12ページの図表2という形で本答申にも記載させていただいておりますが、「事業所・企業照会」と本調査の関係については、対象の重複はないとのことでございます。

これにつきましては、結果精度の向上を目的とするものであり、集計内容の充実も図られることから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** なお、本日、御欠席の宮川臨時委員から御意見をいただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局から御紹介させていただきます。

「事業所・企業照会」によって得られる売上高を経済構造実態調査に活用することは、精度向上につながる適切な変更であると考えている。

この変更により、「事業所・企業照会」は経済構造実態調査（特に、調査票C）と同じような用途を持つことになり、また、経済センサス - 基礎調査の実施年は、「事業所・企業照会」と類似した内容の調査として基礎調査が実施されることから、経済構造実態調査と「事業所・企業照会」及び基礎調査は、中間年次の経済構造を把握するという目的の下で、より密接な関係を持つことになると思われる。今後は、この3つの位置付けや関係性について、中長期的に再整理することが必要ではないか。

また、これら3つの関係性を整理した上で、調査対象選定方法の在り方についても、中長期的に再検討が必要ではないか。現状の手法（大分類、中分類、小分類、あるいは細分類（製造業の場合）ごとに売上高上位から8割、製造業については9割を調査対象とするという方法）のように、調査対象の選定に、小分類や細分類といった詳細な産業格付情報を使用する場合、産業移動が多く発生することなどが問題となる。このことは、前述のような製造業における調査対象事業所数の大きな変動の原因の一つとなっている可能性がある。また、完全な財分野の生産物分類導入により、従来型の産業格付ができなくなることで、詳細なレベルでの産業格付が困難となる可能性もある。今後、中長期的には、より効率的かつ安定した調査対象の選定方法を検討することが必要であろう。

以上でございます。

○**菅部会長** ありがとうございます。宮川臨時委員の御意見ですけれども、キーワードはやはり生産物で、それを調査するのが難しいわけですね。つまり、今は産業単位で調査をかけているのですけれども、知りたいのは生産物という難しいところがあって、それをどのように効率的にやるかというのは、悩ましい問題だと思います。

ただ、これにつきましては、非常に重要な問題なのですけれども、この部会の範囲を超えているようにも思われます。この意見については、次の統計委員会で私から御紹介させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

ここでは、調査計画の変更については適当と整理しておりますが、この部分については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御了承いただけたものと整理させていただきます。

次に、12ページの2、本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における今後の課題への対応状況についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 資料12ページ

の中ほどにございます、2、本調査に関する統計委員会諮問第171号の答申における今後の課題への対応状況について御覧ください。

本調査には、四角の枠内にありますとおり、「支払利息」について、令和4年調査結果の利活用状況や経済センサス-活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと、との「今後の課題」が付されております。

本調査における「支払利息」の取扱いにつきましては、調査票Aの調査事項の変更の中で御審議いただき、調査事項から廃止するとしておりますので、その対応状況を記載の上、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** ここでは、対応につきまして、適当と整理しております。

この部分につきまして、いかがでしょうか。

特段、御意見もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理させていただきます。

次に、12ページ、「3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 資料の12ページの下にあります、「3 本調査に関する第Ⅳ期基本計画への対応状況」について御覧ください。

第Ⅳ期基本計画では、本調査とサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性を向上させるよう検討が求められていたところでございます。

内容につきましては、13ページの表18として記載しております。こちらについては、今回の変更で、内閣府からのSNA年次推計に関する要望を踏まえ、事業別費用の内訳の外注費（同業者向け）や金融手数料の把握といった形で、サービス産業・非営利団体等調査の調査事項との整合性を図ることを予定しており、調査票Bの調査事項の変更の中で御審議いただいたところでございますので、その対応状況を記載の上、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** ここでは、サービス産業・非営利団体等調査との整合性向上を図るものから、適当と整理しております。

この部分につきまして、いかがでしょうか。

それでは、特段の御異論もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理いたします。

続きまして、「4 今後の課題」についてです。

事務局から御説明をお願いいたします。

○**永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 資料の13ページの「今後の課題」ですが、こちらは冒頭でも説明させていただきましたとおり、本日の部会の審議をもって最終確認していただくものでございますことから、ペンディングという形のみの記載とさせていただきます。本日、報告者数の大きな変動について、今

後の課題とするというお話が部会長からもございましたので、その内容について、ここに落とし込むような形になろうかと思います。

事務局からの説明は以上です。

**○菅部会長** 「ア 報告者数の変更」につきまして、先ほどから申し上げておりますとおり、調査対象事業所数の大きな変動の理由につきましては、様々な原因があると考えられます。また、よりよい調査対象事業所の設定方法がそこから示唆されるかもしれませんが、慎重な検証が必要かと思われます。そこで、拙速に結論を出すのではなくて、時間をかけて、今後の課題として行うべきものと思われます。

この件につきましては、「今後の課題」とさせていただきたいと思いますが、文案につきましては、私と事務局で文案を取りまとめさせていただきたいと思います。追って皆さんに御確認いただけたらと思います。

また、松村委員から御指摘いただきました、「ウ 調査票の配布対象の変更」の「(イ) 配布対象の変更（調査票C）」の課題①、②、③ですね。あとは、調査票Aの減価償却費の記述で、誤解のないように、より分かりやすい説明を加筆するという事で、この辺りにつきましては、事務局と私で文案を作成しまして、皆様に見ていただいた上で、御確認いただけたらと考えております。

最後に、1 ページに戻っていただきまして、「(1) 承認の適否」に入りたいと思います。

これまでの審議内容を踏まえますと、調査計画の大きな修正を必要とする事項はなかったと思います。今後、文案を修正するところがありますけれども、変更内容につきましては、承認して差し支えないといった内容になろうかと思われます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○菅部会長** ありがとうございます。

それでは、一通り答申案を御確認いただきました。

全体を通じて、何か言い忘れたことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、答申案の「今後の課題」の内容につきましては、先ほど皆様に御了承いただきましたので、私と事務局で文章を取りまとめて、皆様にお諮りしたいと思います。更にいろいろな御意見が出たり、修正が必要になった場合には、最終的には私にお任せさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○菅部会長** ありがとうございます。本日の部会での審議の様子は、今週開催の統計委員会におきまして御報告し、最終的な答申案については、来月開催予定の統計委員会のときに、私から御報告させていただきたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** 事務局でございます。本日もお忙しい中、御参加いただき、ありがとうございました。

今、部会長からお話がありましたとおり、答申案の修正については、速やかに検討し

た上で御連絡差し上げるようにいたします。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、御確認をお願いしたいと存じます。メールで送らせていただきますので、届きましたら御確認のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**○菅部会長** それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

なお、6月9日を予備日としておりましたが、本日を最後とさせていただきます。

効率的な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

本日は、ありがとうございました。